

子どもへの司法面接：改善その評価・中間報告

仲 真紀子

(北海道大学大学院文学研究科)

キーワード：司法面接，客観的聴取，子どもの証人

1. 本研究課題の目標

子どもが被害者，あるいは目撃者となった可能性のある事件や事故，虐待等の事案では，子どもの精神的負担に配慮しつつ，正確な情報を引き出す面接を行うことが重要である。仲班では，先行研究においてそのような面接法（司法面接），ならびのその研修プログラムを開発してきた。本研究課題「子どもへの司法面接：改善その評価」の目的は，この司法面接や研修プログラムを，以下の3つのアプローチ，すなわち【1】基礎研究（実験調査や国外調査や文献研究），【2】研修等の活動により専門家や実務家に提供し，そのフィードバックを得て，【3】現場における面接の利用を支援し，改善し，推進し，評価を行う。

2. 2011-2012 年度の成果

(1) 実験的研究

2011-2012 年度は，主として①異なる面接法の効果に関する結果を論文にまとめ，②子どもの証言の評価，③出来事を報告するための語彙，④司法面接研修の効果について調査・分析を進めた。

①異なる面接法の効果：すでに収集済みであったデータを分析し，公刊した。この調査の目的は，自由再生(FR)，文脈復元を伴う自由再生(CR)，誘導的な質問(Q)，オープン質問による個別面接(O)という異なる面接のあり方が，目撃した出来事に関する児童の報告とその後の記憶に及ぼす影響を調べることであった。参加者は249人の8歳児と10歳児である。児童はビデオを提示され，上記4条件のいずれかによる面接(1度目の報告)と，再認テスト(2度目の報告)を受けた。また，数日後，出来事に関する自由再生(3度目の報告)とともに，その再認テスト(4度目の報告)が繰り返された。その結果，1度目の面接では，オー

ブン質問による個別面接(O)はその他の3条件に比べて多くの正確な情報を引き出すこと；文脈復元を伴う自由再生(CR)は高学年の児童においては自由再生(FR)と誘導的な質問(Q)の2条件よりも誤りを増やすことなく，正確な情報をより多く引き出すこと；低学年の児童においては出来事の再認記憶は自由再生(FR)，オープン質問による個別面接(O)で面接を受けた場合により正確であること，などが見出された。これらの結果から，正確な情報を引き出すのみならず，後の記憶を比較的正確に保つためには，司法面接を行う方法としてオープン質問による個別面接が最も効果的であることが示唆された。【仲真紀子(2012)．面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果．心理学研究，83，303-313．】

②子どもの証言の評価：本調査は，司法面接により得られた情報を，模擬裁判員(学生，市民)がどのように受け止めるかを調べるために行われた。実験1では92人の大学生に対し，幼児への虐待が問題となる事案を示し，目撃者である5歳児の証言を2つの面接条件(オープン質問を主体とした面接か，クローズド質問を主体とした面接か)×3つの媒体条件(子どもの姿の近景録画か，遠景録画か，録音のみか)の6条件で提示し，その後，子どもの証言の信用性，説得力等の評定，有罪・無罪判断，量刑判断を求めた。また，一般に，証言が可能な年齢があるとすれば，何歳くらいかを尋ねた。その結果，面接の質は，証言の信用性，説得力等の判断に影響を及ぼすこと，有罪率はオープン質問条件で多いこと(91%v66%)が示された。面接の評価に対する映像の撮り方(カメラパースペクティブ)の効果は見られなかったが，近景を

見た参加者は、それ以外の刺激を見た参加者よりも、証言が可能だとする年齢を低く見積もっていた(7歳v10歳)。実験2では42人の市民を対象とし、ライブの模擬裁判のなかで、面接の質と専門家証言の有無の効果を検討した。オープン質問による面を見た参加者は、子どもの面接の信用性等をより高く評価したが、有罪無罪犯罪への影響はなかった。有罪無罪判断に影響を及ぼしたのは「評議」だとする反応が最も高く、より総合的な判断がなされたと考えられる。専門家証言の効果はほとんど見られなかったが、専門家証言あり条件では、子どもの証言の評価における「わからない」が多かった。専門家証言は、より慎重な判断を促した可能性がある。これらの結果については、今年度、来年度、学会等において報告する。

③出来事を報告する語彙:4歳から15歳までの幼児、児童を83人対象とし、各年代の子どもがどの程度、今日、昨日、おととい、明日、あさって、午前、午後、1週間前、1ヶ月前といった時間概念を理解しているかを調査をした。入力が終わり、分析を進めている。

④司法面接研修の効果:司法面接の遅延効果を検討するために、2009年~2011年に研修を受けた45名に調査依頼を行い、33名より回答を得た。7名は面接無し、5名は未到着。届いたものについて書き起こしを進めている。

(2) 論考・文献研究

これまでの活動を踏まえ、①面接法を裏付ける科学的知見についての文献レビュー、②科学的証拠にもとづく取調べの高度化、③心理学鑑定について、論文をまとめた。また、④日本における面接法に関する研究や面接研修の実施について、英国で出版される予定の書籍のために章を執筆し、⑤日本におけるNICHDプロトコルの使用について、国際共同執筆を行った。また、⑥より広く、目撃証言について、英語による論文を投稿した。以下、①-③について報告する

①面接法を支える科学的証拠:この論文は、子どもへの面接の問題や課題を示し、その解決に貢献し得る司法面接の概要、およびそれを支える実証

的研究を概観した。その要旨は以下の通りである。

十分な捜査ができず、見逃されてきた事案のなかには、誘導や暗示により、子どもからの正確な事情聴取が困難であったケースが少なくない。こういった問題に対し、発達心理学研究、認知心理学研究、そして法と心理学研究が貢献しつつある研究領域の一つに、事実の聴取を目的とした面接法の開発と訓練がある。これらは司法面接 (forensic interview)、捜査面接 (investigative interview)、事実/被害確認面接 (庄司, 2010) などと呼ばれ、子どもから出来事の報告をできるだけ正確な情報をより多く引き出すこと、また、面接の繰り返しによる二次被害から子どもを守ることを目指している。

本稿ではこの10-20年の間に著しく発達してきたこの領域の研究に焦点を当てて概説した。まず司法面接の必要性について述べ、司法面接の概要、司法面接を構成する要素、特にグラウンドルール、ラポール、およびエピソード記憶の練習、オープン質問による自由報告の重要性について、実証的な研究を挙げながら説明した。また、日本での司法面接の訓練やその効果についても紹介した。【仲真紀子 (2012). 子どもの証言と面接法, 日本心理学会 (編) 根ヶ山・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社 pp. 284-296.】

②科学的証拠にもとづく取調べの高度化:総称としての司法面接には、被害児童のみならず、目撃者や被疑者への面接も含まれる。本論文は、司法面接の高度化を目指し、2011年11月3日、法と心理学会で行われたシンポジウムを受けて執筆したものである。要旨は以下の通りである。

被害者、目撃者、被疑者のいずれに対しても、その情報を出来るだけ正確にたくさん収集することは、正確な手続きや判断のためだけでなく、その権利を守るためにも重要であることを指摘した。すなわち、不正確な面接は、

- 目撃者の場合、正確な聴き取りがなされなければ、わざわざ時間を割いて協力した、ということが尊重されない。
- 被害者の面接では、情報が適切に聴取できなければ、加害者を訴えることができない。加えて、

嫌な出来事を繰り返し報告することにより、精神的な二次被害を負ってしまうかもしれない。

- 被疑者の場合、不適切な面接を受け、虚偽自白をし、誤った情報にもとづき誤った判決が出され、それが極刑であれば生き死にに関わる問題である。

国連の自由権規約、拷問等禁止条約、児童の権利条約は、ビデオ録画の使用や弁護士との立ち会いなどを求めてきたが、それは被面接者のもっている情報を正確に判断者に届けるという、個人の権利を保障することでもある。

このことにもとづき、近年の心理学的知見を踏まえた目撃者への面接法（特にフィッシャー・ガイゼルマンらによって開発されてきた認知面接）、被害者への面接法（ラムらにより開発され、日本でも児童相談所等で使用されるようになったNICHDプロトコル等、狭義の司法面接）、被疑者への面接法（英国で用いられているPEACEモデル）を紹介し、その重要性を論じた。【仲真紀子(2012). 科学的証拠にもとづく取調べの高度化：司法面接の展開とPEACEモデル. 法と心理, 12 (1) 27-32.】

③心理学鑑定：この論文は、仲班のメンバーである白取祐司氏（刑事訴訟法）の編集による著書に収められる論文である。これまでの鑑定経験や、上記の実証研究を踏まえ、日本における心理学鑑定のあり方をや今後の課題について論じた。特に、US v Amaral (1973) で指摘された専門家証言に関する4つの基準、(1) 専門家証人は適格な専門家でなければならない、(2) 証言は適切な対象について行われなければならない、(3) 証言は『一般的に受け入れられている説明理論と一致する』ものでなければならない、(4) 専門家証言によってもたらされる説明の価値は、陪審に与え得る偏見的な効果を凌ぐものでなければならない、に照らし現状を分析した。

また、(2) の「適切な対象」について (a) 社会的フレームワーク（一般的な知見を提供）、(b) 事案と類似した状況でシミュレーション実験、(c) 供述調書の事後的分析：誘導の有無等の検討、(d) 誘導のない面接で、被面接者の言葉の信用性を検討する、という方法が用いられていること、(a) < (b) < (c) < (d) の順で、「適切性 (relevancy)」

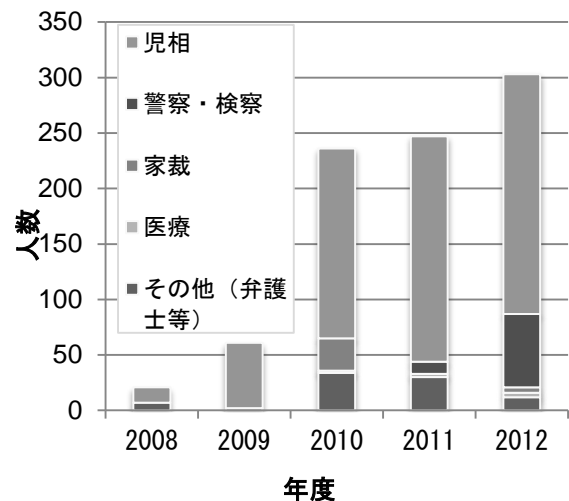
が高まることを示唆した。(d) を行うためには、司法面接等による、誘導のかからない客観的な聴取、電子媒体を用いた正確な記録が求められる。これらの要件を満たすことで、面接の形式（誘導がかかっていないか等の手続きの妥当性）のみならず、内容の分析（語られた内容の詳細さ、整合性等）が検討できることを示唆した。【仲真紀子(印刷中) 心理学鑑定に必要な4つの要件. 白取祐司(編) 刑事司法における心理学と心理学鑑定の可能性. 日本評論社.】

これらの(1)(2)の基礎研究により得られた知見は3の専門家に対する研修において提供する。

3. 知見の提供：専門家・実務家への研修

約10回の研修を通じて、知見の提供を行った。研修は、講義、グループワーク、ロールプレイ、会話分析等を含む16時間の演習を基本とし、フィードバックを得て、これらを改善する。

2012年より、児童相談所職員のみならず、検察官、警察官に対する研修も開始した。情報を収集する。英国のPEACEモデル(情報収集アプローチ)を踏まえ、被疑者面接への拡張を試みた。その結果、司法面接研修者数は図1のように推移している。



主たる業績

●2011年度（著書・訳書）

仲真紀子(2011). 法と倫理の心理学:心理学の知識を裁判に活かす-目撃証言, 記憶の回復, 子どもの証言-. 培風館.

仲真紀子(2011). 子どもの目撃証言. 越智啓太ほか(編著) 法と心理学ハンドブック. 朝倉書店.

仲真紀子(2011). 認知心理学授業 認知心理学教育の視点とスキル. ナカニシヤ出版. Pp. 52-53.

仲真紀子(2011). 供述心理学 (Pp. 522-523), 司法面接 (Pp. 526-527), 松原達哉 (編) カウンセリング実践ハンドブック. 丸善.

仲真紀子(2011). 法律. 子安増生・齋木潤・友永雅己・大山泰宏 (編) 京都大学子どもの目撃証言. ナカニシヤ出版. Pp. 276-278.

仲真紀子(2011). 司法面接と可視化. 指宿 (編著) 取調べの可視化へ! 日本評論社.

仲真紀子(2011). 目撃証言. 発達科学入門. 東大出版会. Pp. 78-100.

仲真紀子(2011). 法と認知科学. 石口彰 (監) 認知心理学演習テキスト 応用・実践編. オーム社.

白石紘章・仲真紀子(2011). 認知面接. 越智啓太ほか (編著) 法と心理学ハンドブック. 朝倉書店.

仲真紀子(2011). 嘘ではない嘘, 本当ではない本当. 世界思想, 38, 春. 29-32.

仲真紀子(2011). 書評「犯罪心理学 - ビギナーズガイド: 世界の捜査, 裁判, 矯正の現場から」青少年問題, 642号(58巻), 62. (青少年研究会. 自著を語る).

仲真紀子(2011). 法と心理学と面接法. 家庭科教育, 23, 8-11.

●2011年度 (論文)

Fletcher-Flinn, C. M., Thompson, G. B., Yamada, M., & Naka, M. (2011). The acquisition of phoneme awareness in children learning the hiragana syllabary. *Read and Writing*, 24, 623-633.

名畑 康之・仲 真紀子・高田 理孝(2011). 正導・誤導情報と出来事の情動性が事後情報効果に及ぼす影響. 法と心理, 10(1), 123-130.

仲真紀子(2011). 目撃証言. 日本児童研究会(編). 児童心理学の進歩2011年版(第50巻). 78-100.

仲真紀子. (2011). . NICHDガイドラインにもとづく司法面接研修の効果. 子どもの虐待とネグレクト, 13(3), 316-325.

仲真紀子(2011). . 事実確認と子どものケア: 感情を交えずに話を聞く事. 世界の児童と母性, 71, 2011-10, 41-45.

Naka, M., Okada, Y., Fujita, M., & Yamasaki, Y. (2011). Citizen's psychological knowledge, legal knowledge, and attitudes toward participation in the new Japanese legal system, Saiban-in seido. *Psychology, Crime & Law*, 17, 621-641.

仲真紀子(2011). 嘘ではない嘘, 本当ではない本当. 世界思想, 38, 29-32.

多田伝生・佐藤薫・藤本真由美・小山和利・二口

之則・畠中さおり・仲真紀子(2011). 児童相談所における司法面接 (事実確認面接) の在り方と課題等について. 北海道児童相談所研究紀要, 30, 1-45.

瀧川真一・仲真紀子(2011). 懐かしさ感情が自伝的記憶の想起に及ぼす影響 - 反応時間を指標として - . 認知心理学研究, 9(1), 65-73.

上宮愛・山本健一・岡田悦典・山崎優子・仲真紀子(2011). . 録画された子どもへの面接: 証拠としての価値と法廷における問題. 法と心理学, 10(1), 101-106.

●2012年度 (著書・訳書)

仲真紀子 (2012). 子どもの証言と面接法, 日本心理学会 (編) 根ヶ山・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社 Pp. 284-296.

仲真紀子・根ヶ山光一 (2012). あとがき: 発達を支える環境・身体・心の視点から. 日本心理学会 (編) 根ヶ山・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社. Pp. 297-298.

根ヶ山光一・仲真紀子 (2012). 発達を支える身体・認知・情動. 日本心理学会 (編) 根ヶ山・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社 pp. 1-4.

仲真紀子. (印刷中). 目撃証言と認知. 伊東昌子 (編著). コミュニケーションの認知心理学. ナカニシヤ出版.

仲真紀子(2012). 子どもの証言をどう得るか-司法面接法の研究. 北海道大学 (編) 知のフロンティア. pp. 8-9.

仲真紀子(2012). 法と人間科学. 科研費 NEWS, 2012, Vol. 1, p. 6.

●2012年度 (論文)

Maki, Y., Janssen, S., Uemiya, A., & Naka, M. (2012). The phenomenology and temporal distributions of autobiographical memories elicited with emotional and neutral cue words. *Memory*.

仲真紀子(2012). 面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果. 心理学研究, 83, 303-313.

仲真紀子(2012). 法と心理学会大会企画シンポジウム: エビデンスにもとづく取調べの科学化. 法と心理, 12 (1). 10-11.

仲真紀子 (2012). 科学的証拠にもとづく取調べの高度化: 司法面接の展開と PEACE モデル. 法と心理, 12 (1). 27-32.